

山口県報

平成28年
4月8日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件)……………一
 - 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課)……………四
 - 救急病院の認定(医療政策課)……………四
 - 遊漁規則の変更認可(水産振興課)……………四
 - 宅地建物取引業法第二十二條の二第二項の規定による講習の指定(住宅課)……………五
- 公告
国土調査の成果の認証(政策企画課)……………五
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………五
 - 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………五
 - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………七
 - 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出(労働政策課)……………七
 - 基本測量の実施(監理課)……………八
 - 公共測量の実施の終了(監理課)……………八
- 公安委告示
技能検定員審査の実施……………八
 - 教習指導員審査の実施……………一



山口県告示第百九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前
評価に関する事項を記載した書面は、平成二十八年四月八日から同月二十八日まで
の間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供
する。

平成二十八年四月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 岩国市
住 所 岩国市今津町一丁目一四番五十一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 岩国市玖珂周東学校給食センター
所在地 岩国市周東町上久原一一番地の五
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使用の方法	
	能 (食/日)力	工 事 着 手	工 事 完 成	使 用 開 始
六六の四	三、〇〇〇	平成二八、 七、一	平成二九、 七、三二	平成二九、 九、一
備考 「六六の四」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一 第六十六号の四の共同調理場に設置されるちゆう房施設をいう。				連 続 九 時 間 間 隔 時 間 変 動 あり

に供する。

平成二十八年四月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社ベルポリエステルプロダクツ
住 所 防府市鐘紡町四番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社ベルポリエステルプロダクツ
所在地 防府市鐘紡町四番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	能 (t/日)	構 造		使 用 の 方 法	
		工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔間 時日の使用 間 季節的変 動の概的変
三三一一八	二二〇	平成二八、 六、一	平成二八、 七、一	平成二八、 七、一	断 続 時 間 一・七五 変 動 な し

備考 「三三一一八」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数) (mg/l)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
三三一一八	六・八	一〇	四八

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排水の汚染状態の値及び排水の量

No. 1 排 水 口	排 出 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数) (mg/l)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	八・七	一一・七	一三、八〇四

山口県告示第百一十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年四月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

光市大字光井字武田二六七〇の一の一部及び四七二〇の一部

二 特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

山口県告示第百一十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十八年四月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限
地域医療支援病院オー
ブンシステム徳山医師
会病院 周南市東山町六番一八号 平成三一、四、三〇

山口県告示第百一十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年四月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 漁業者の名称及び住所
大井川漁業協同組合 萩市大井一四〇四
二 漁業権の免許番号

内共第十八号

三 変更の内容

(一) 遊漁の方法

変 更 前	手釣、竿釣及び籠
変 更 後	手釣、竿釣、籠及び筒

(二) 漁具又は漁法の制限の追加

魚 種	漁具又は漁法	制 限 事 項
うなぎ	筒	三個以内

(三) 遊漁料の額

魚 種	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料
うなぎ	手釣、竿釣	一 日	千 円
		一 年	四 千 円

備考 小学生以下の者は無料とし、中学生又は肢体不自由者の遊漁料の額は当該遊漁料の額の五割に相当する額とする。

魚 種	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料
うなぎ	手釣、竿釣	一 日	千 円
		一 年	四 千 円
筒		一 日	筒の数に千円を乗じて得た額を千円に加算した額

備考 小学生以下の者は無料とし、中学生又は肢体不自由者の遊漁料の額は当該遊漁料の額の五割に相当する額とする。	一年	筒の数に千円を乗じて得た額を四千円に加算した額
---	----	-------------------------

四 変更後の遊漁規則の施行の日
平成二十八年四月九日

山口県告示第百十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第二十二條の二第二項（法第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、法第十八條第一項の規定による山口県知事の登録を受けている者（以下「登録者」という。）で宅地建物取引士証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習を次のとおり指定する。

平成二十八年四月八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 公益社団法人全日本不動産協会が、法第二十二條の二第二項の講習として県内で実施する講習
- 二 登録者がやむを得ない事情により前号の講習を受講することができない場合にあっては、他の都道府県知事が法第二十二條の二第二項の規定により指定する講習で、山口県知事が特に認められたもの



(二四五) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九條第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十八年四月八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
宇部市	平成二十五年五月二十三日から平成二十七年二月二十三日まで	宇部市地籍図 宇部市地籍簿	大宇船木の一部
岩国市	平成二十五年五月二十三日から平成二十七年二月十日まで	岩国市地籍図 岩国市地籍簿	錦町宇佐郷の一部
美祿市	平成二十五年五月二十三日から平成二十七年二月二十八日まで	美祿市地籍図 美祿市地籍簿	東厚保町山中、美東町絵堂及び美東町大田の各一部

二 認証年月日

平成二十八年四月八日

(二四六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五條第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十八年五月二十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県秋県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年四月八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年三月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名称 特定非営利活動法人きらり
 代表者の氏名 村岡 章
 主たる事務所の所在地 長門市三隅中一四七〇番地

(二四七) 大規模小売店舗立地法第五條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年四月八日から同年八月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課に

において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年四月八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) イオンタウン周南久米A区画
 所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業地内三八街区一号
 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 イオンタウン株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 大門 淳
 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一 矢野 博文
 四号
 四 大規模小売店舗の新設をする日
 平成二十九年三月一日
 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 四、三一九平方メートル
 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (一) 駐車場の収容台数
 一三五台
 (二) 駐輪場の収容台数
 一〇八台
 (三) 荷さばき施設の面積
 一六八平方メートル
 (四) 廃棄物等の保管施設の容量
 三八立方メートル
 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
 株式会社大創産業 午前九時 午後一〇時
 (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前八時三十分から午後十時三十分まで

- (三) 駐車場の自動車の出入口の数
 二箇所
 (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前六時から午後九時まで
 八 届出年月日
 平成二十八年三月十五日
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) イオンタウン周南久米B区画
 所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業地内四〇街区一号
 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 イオンタウン株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 大門 淳
 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社ニッカシステム 東京都江東区亀戸九丁目一番一号 太田 秀俊
 四 大規模小売店舗の新設をする日
 平成二十九年三月一日
 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一、三三一平方メートル
 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (一) 駐車場の収容台数
 四四台
 (二) 駐輪場の収容台数
 二五台
 (三) 荷さばき施設の面積
 三〇平方メートル
 (四) 廃棄物等の保管施設の容量
 八立方メートル
 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社ニツカシステム
午前九時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数
一箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで

八 届出年月日
平成二十八年三月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称)イオンタウン周南久米C区画

所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業地内三七街区一号

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名

イオンタウン株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 大門 淳

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
氏名又は名称 住所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
式会社

四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十八年十一月十六日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三、一八五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の収容台数
一三七台

(二) 駐輪場の収容台数
九九台

(三) 荷さばき施設の面積
一七二平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

五八立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻

マックスバリュ西日本株式会社 午前七時 午後一二時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時三十分から翌日の午前零時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数
二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日
平成二十八年三月十五日

(二四八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年十一月十七日山口県公告(三三八)に係る大規模小売店舗について次のとおり

田布施町から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年四月八日から同年五月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び田布施町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年四月八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ田布施店

所在地 熊毛郡田布施町大字麻郷奥一〇の一

二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二四九) 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二十七条第三項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターの事務所を所在地を変更

する旨の届出がありました。

平成二十八年四月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 名称

社会福祉法人光栄会

二 変更の内容

宇部市中村三丁目一〇番四号に設置した事務所を宇部市新天町一丁目二番三号に移転する。

三 変更年月日

平成二十八年三月一日

(二五〇) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十八年四月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量及び国土広域情報修正測量)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

(二五一) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり
公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十八年四月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(数値地形図データ作成)

二 作業の地域

萩市下田万

三 作業の期間

平成二十七年九月二十六日から平成二十八年三月十八日まで



山口県公安委員会告示第九号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定
に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十八年四月八日

山口県公安委員会

一 審査の種類

技能検定員審査(大型)及び技能検定員審査(中型)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十八年五月九日(月曜日)及び同月十日(火曜日)の午前九時から
午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十八年四月十八日(月曜日)から同月二十二日(金曜日)までの午前八時三
十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員
会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、
それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮
影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

運転免許証の提示

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料
 一万三千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万三千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百円
三 教則の内容となっている事項	二千四百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千四百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	二千円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千七百五十円

備考
 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

- 一 審査の種類
 技能検定員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十八年五月十日(火曜日)及び同月十一日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 平成二十八年四月十八日(月曜日)から同月二十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万九千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千六百元
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千五百円
三 教則の内容となっている事項	千九百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百五十円

五	技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
六	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二百円
備考	普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に八百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。	

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類
- 技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自一）及び技能検定員審査（牽引）
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 平成二十八年五月十二日（木曜日）及び同月十三日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
- 平成二十八年四月十八日（月曜日）から同月二十二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
- 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
- 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

を運転することができると認められる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二百円
三 教則の内容となっている事項	千九百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	二千五百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百五十円
備考	
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。	

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類
- 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十八年五月十三日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十八年四月十八日(月曜日)から同月二十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項第一号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万七千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万七千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千四百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千七百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定

員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第十号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十八年四月八日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査(大型)及び教習指導員審査(中型)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十八年五月十六日(月曜日)から同月二十七日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十八年四月十八日(月曜日)から同月二十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」といふ。)(別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千九百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千九百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千五百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千五百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千四百円

備考

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一七七一―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(普通)

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	二千六百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千二百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円

二 審査の日時及び場所
 (一) 日時 平成二十八年五月十七日(火曜日)及び同月十八日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
 (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
 平成二十八年四月十八日(月曜日)から同月二十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類
 (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示
 審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料
 一万千八百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

五	自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六	教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円
備考	普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減するものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自一）、教習指導員審査（普自一）及び教習指導員審査（牽引）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十八年五月十九日（木曜日）及び同月二十日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十八年四月十八日（月曜日）から同月二十二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

九千四百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

備考

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減するものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十八年五月二十日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十八年四月十八日(月曜日)から同月二十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千七百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千七百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	二百五十円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千五百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。